

マイナンバーカードを利用して 住民票の写し・印鑑登録証明書等を コンビニエンスストア等で 取得できます。

全国の地方公共団体において順次拡大中。

住所地と本籍地の市区町村が異なる方への
戸籍証明書交付も可能です。



いつでも

毎日6:30~23:00
いつでも
利用できます。

どこでも

お近くのコンビニや
一部スーパー等
全国5万店舗以上で
利用できます。

すぐに

簡単な操作で
すぐに証明書が
取れます。



総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

コンビニ交付サービスを受けるまでに必要なステップ

- 1 お住いの市区町村の役所・役場で、マイナンバーカードを取得する。

- 2 お住いの市区町村がコンビニ交付サービスを実施していることを確認する。
※取得可能な証明書については、コンビニ交付情報サイトの「利用できる市区町村」から確認できます。

- ### 3 必要な証明書の種類や内容、交付手数料を確認する。

- 4 行こうとしている店舗が、コンビニ交付サービスを実施しているか確認する。
※サービスが利用可能な店舗情報については、コンビニ交付情報サイトの「利用できる店舗情報」から確認できます。

- 5 マイナンバーカードと交付手数料を持参して、店舗へ。
※画面の操作方法については、コンビニ交付情報サイトの「証明書の取得方法」から確認できます。

ご利用前に、スマートフォン又はパソコンから「コンビニ交付情報サイト」をご確認ください。

コンビニ交付情報サイトでは、次の情報をご案内しています。
下記のサイトにアクセスしてご確認ください。

●証明書の取得方法

(本籍地の戸籍証明書取得申請方法)

●利用できる市区町村

- ・ お住まいの市区町村はサービスを行っているか
- ・ ／ どんな証明書が取得できるか
- ・ ／ どこの店舗から取得できるか
- ・ ／ 証明書の交付可能時間 など

●よくあるご質問

コンビニ交付情報サイト <https://www.lg-waps.go.jp>



コンビニ交付で取得可能な 証明書

＜お住まいの市区町村の証明書＞

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明書
- ・印鑑登録証明書
- ・各種税証明書
- ・戸籍証明書

- ・ 戸籍の附票の写し

＜本籍がある市区町村の証明書＞

- ・戸籍証明書
- ・戸籍の附票の写し

※市区町村により、取得可能な証明書の種類が異なります。

※本籍がある市区町村の証明書を取得する場合、あらかじめ利用登録申請が必要となります。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

総務省 <http://www.soumu.go.jp/>

地方公共団体情報システム機構（J-LIS） <https://www.j-lis.go.jp/>